

2024-2025年度PCM研修業務（23a00836）

（意見招請公示日：2023年12月19日）について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	意見・質問	回答（案）
1	p. 8	7. 業務従事者 (2) 業務従事者の配置	「総括は本研修のすべての回に出席する必要はないが、筆頭講師は本研修のすべての回に出席する想定で積算する。」とあり、筆頭講師はすべての回に出席する必要があるように読めます。評価対象の筆頭講師(1名)が本事業内のすべての研修に出席することが必須となると、適切な人材が見つからない可能性が高くなると考えます。評価対象者となる筆頭講師と同等の能力を有する複数の筆頭講師を確保し、研修従事に関する筆頭講師の担当業務分担することを可能としていただきたいです。	ご提案ありがとうございました。筆頭講師は複数名で分担可能とするよう、検討いたします。
2	p. 9	8. 成果物・業務提出物等 (3) 専門家等向けオンデマンドコンテンツ	2024年5月31日までに概論編コースのオンデマンドコンテンツ案を提出するとありますが、発注者からの修正指示などが入ると思われます。協議を踏まえた最終版の提出期限の目安を明示いただくと、作業全体の工程がより明確になると思います。	最終版の提出期限に関しては2024年6月30日を想定しており、その点記載することを検討いたします。そのため、2024年5月31日までに概論編コースのオンデマンドコンテンツ案を提出いただき、修正等を一カ月間で行っていただくことを想定しております。
3	p. 14	2. 専門家向け (2) PCM（実践編） コース 3) 実施時期	実践編は、PCM手法に関する基礎的な概念はオンデマンドコンテンツで独習したうえで、演習を通じて手法に関する理解を深める必要のある専門家が対象になると考えられます。演習メインのコースである以上、「一部日程のみの参加も可能となるプログラム」となると、テーマや時間帯によっては受講者が足りなくなり、演習が成立しなくなるところが生じるのではないかと危惧します。原則は演習の全日程に参加とできませんでしょうか。 また、一部の演習で受講者が著しく減った結果、一部演習のみグループが減るなどした場合には、必要な講師の人数が一時的に少なくなることも考えられます。①半日×3日の研修期間は基本的に全時間帯に参加することを前提とする、②受講者側の都合により一時的に演習グループを組み替えて講師の必要人数が減った場合であっても（例えば受講者が一部の時間帯だけ24人から15人になり、演習指導する講師が3名から2名に減った場合）、講師は3名が全時間帯、従事したとみなして3名分の報酬を計上できるようにする、などの対応を検討いただきたいと思ひます。	実践編は、演習を通じて事業マネジメントに関するより実践的な知識・スキルを習得することを目的に、主に赴任後の専門家を対象とし実施することを想定しております。また研修参加に関しては任意を想定しております。このような目的を達成できることを前提に、より良い実施方法（研修期間含む。）が考えられる場合は、技術提案書において提案することを可とします。
4	p. 14	2. 専門家向け (2) PCM（実践編） コース 4) 対象者	実践編は演習がメインとなり、受講者自らが考えて手を動かし、アイデアを出して意見交換をする中でPCM手法の学びを深めることが求められていると理解しています。「参考として録画する」とありますが、自らが考えるプロセスに参加していない演習の動画を視聴する意欲がどの程度あるのか、また視聴によりどの程度、PCM手法の理解を深化させられるかは疑問があります。参加していない研修の演習動画を視聴させることによる学習効果がどの程度あると想定しておられるでしょうか。	実践編に関しては、主に赴任後の専門家を対象としており任意参加を予定しております。そのため、参加できない方も一定数いることが想定されます。参考としての録画に関しては、学習効果の大きさよりも多くの方に内容を共有することに重きをおいております。

5	p. 17	別添1-2 業務の詳細 2. 専門家等向けPCM研修の詳細	<p>専門家向けPCM研修にはオンデマンド教材の作成が含まれますが、これはp. 19研修見直しに関するようなTOCの概念なども入れ込む必要があるでしょうか。その場合は5月までにオンデマンド教材を納品することは不可能となります。また、オンデマンド教材の作り直しには相当の工数がかかり、五月雨式に修正を加えることを想定すると、想定している工数では足りません。内部人材向けPCM研修の教材作成や修正と専門家向けPCMの内容を、どの程度整合させる必要があるかということを示しただけですと、より明確になると思います。</p>	<p>当初作成するオンデマンドコンテンツ（2024年5月31日に第一案納品）において、TOC概念等を入れ込む必要はありません。また、専門家向けPCMの内容と内部人材向けPCM研修の内容は必ずしも整合性を持たせる必要はありませんが、研修見直しの成果について、オンデマンドコンテンツの修正の際に反映させるとともに、実践編の演習実施時に取り込む等の形での対応を想定しています。</p>
6	p. 17	別添1-2 業務の詳細 2. 専門家等向けPCM研修の詳細	<p>2020年度から始まった赴任前専門家向け研修では、オンデマンド教材が作成されていますが、本事業の途中までその教材を使用することは想定されているでしょうか。途中まで旧オンデマンド教材を使うことが可能であれば、TOCなどの内容を反映したオンデマンド教材を2024年度中に作成することに合理性があると思います。</p>	<p>本業務におけるオンデマンドコンテンツ案を作成するにあたり、旧来保有されていた既往の教材を活用することは妨げません。</p>
7	p. 20	別添 1 2. 見直し方針 (5)	<p>ナラティブ教材は契約開始後にまとめて提供いただける予定でしょうか。あるいは五月雨式に提供いただく可能性がありますか。業務の手戻りを避けるため、できるだけまとめて提供いただけることを希望いたします。</p>	<p>契約開始後に、まとめてお渡しすることが可能です。</p>
8	p. 20	別添 1 2. 見直し方針 (4)	<p>「適宜研修内容へ反映する」とあります。一方でp. 9では研修プログラムの見直し・改善提案の工数が総括25日、講師①25日と決まっています。見直し改善が「適宜」ということはその回数や規模が予想しにくいということと理解いたします。本事業にはオンデマンド教材の制作も含まれているため、仕様書案に記載されている教材開発や見直しにかかる工数が十分とは言えません。例えばオンデマンド教材はその制作に1人月以上かかる可能性があり、これに改定がかかるたびに原稿の書き直しや撮影、編集という作業が発生します。「教材改定は2回」とか、「オンデマンド教材については改定は特に行わない」といったことを仕様書に明記のうえ、それに対応した工数を設定いただかなくては、実施事業者としてはリスクが高く、本事業へは応札ができません。</p>	<p>ご指摘ありがとうございました。見直し版の研修開始後、改善・反映のタイミングは契約期間中に1度、タイミングの目途としては25年度上半期頃と想定しております。その際、オンデマンド教材への反映も必要と思っておりますので、より適切な人日数について検討いたします。</p>
9	P. 19	2. 見直し方針	<p>目的分析に関するコンテンツを、「開発シナリオ」（TOC）の作成に関する演習に再編するとのことですが、これまでのプロジェクトでTOCは明示的には作成されていないと理解しています。今回の演習で取り上げる事例の選定や教材作成にあたって特に留意すべき事項を明示されてはいかがでしょうか。（例えば、研修目的に鑑みて、どのようなセクターの事業を取り上げるのが妥当とお考えでしょうか。）</p>	<p>本契約にてご提供する事例（ナラティブ教材）として、農業、廃棄物、水道事業体、教育、感染症等のセクターが含まれ、これらのナラティブからTOCに関する教材開発が可能と考えています。また、これらのナラティブに限らず、他開発機関含めて良き事例があれば、参照・活用いただくことも可能です。記載振りについては検討いたします。</p>